

訪問看護重要事項説明書（介護保険）

〈令和6年6月1日現在〉

I 訪問看護事業者の概要

法人名称	有限会社ウェルビー	
代表者	三船 由香	
所在地	(住所)	兵庫県加西市鎮岩町482番地の1
	(電話)	0790-46-1787
	(FAX)	0790-46-1735
設立年月日	令和3年8月1日	

II 事業所の概要

(1) 事業所の所在地

事業所名称	なの花訪問看護ステーション	
管理者	高田 としみ	
所在地	(住所)	兵庫県加西市鎮岩町482番地の1
	(電話)	0790-21-9073
	(FAX)	0790-46-1735
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
介護保険事業所番号	2862690100	
通常の事業の実施地域	加西市、加東市、小野市、姫路市、加古川市、西脇市	

(2) 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者に対して、看護のサービスを提供し、居宅において利用者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるよう支援することを目的とします
運営の方針	<p>(1) 事業所は、当該事業の利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った福祉サービスを提供いたします。</p> <p>(2) 事業所は、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。</p> <p>(3) 事業所の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めます。</p>

(3) 事業所の職員体制

職種	人員		常勤換算	備考
看護師	(常勤 1名以上)	(非常勤 2名以上)	2.5名以上	管理業務を行うものを含む
准看護師	(常勤 名)	(非常勤 名)	名	
保健師	(常勤 名)	(非常勤 名)	名	
理学・作業療法士・言語聴覚士	(常勤 名)	(非常勤 名)	名	
事務担当職員	(常勤 名)	(非常勤 1名)	名	

(4) サービス提供時間

サービス種類	平日(月～土)・祝日	日
訪問看護	午前9時～午後5時	休み

※年末年始(12/30 から 1/3 は「休日」の扱いとなります)

III サービスの内容

当ステーションでは、個々の状況に応じた療養上の世話・診療の補助等の援助を行うことで、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

IV 費用

(1) 基本単価(介護報酬) 契約書第5条参照 (1割負担の場合)

所要時間	訪問看護費	介護予防訪問看護費
20分未満	314 単位	303 単位
30分未満	471 単位	451 単位
30分～1時間未満	823 単位	794 単位
1時間～1時間30分未満	1,128 単位	1,090 単位

(2) 加算減算(介護報酬)

加算の種類	単位数	要件
夜間・早朝加算	基本単価の25% / 1回	夜間(午後6時～午後10時)、早朝(午前6時～午前8時)に訪問看護を行った場合
深夜加算	基本単価の50% / 1回	深夜(午後10時～午前6時)に訪問看護を行った場合
複数名訪問加算(I)	254単位/ 1回	複数の看護師等が同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合
	402単位/ 1回	複数の看護師等が同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合
複数名訪問加算(II)	201単位/ 1回	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分未満の訪問介護を行った場合
	317単位/ 1回	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合
長時間訪問看護加算	300単位/ 1回	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合
事業所を同一の建物に居住する利用者に対するの提供減算	基本単位の10%を減算(90/100を算定)	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物、もしくは同一の建物に居住する利用者、または1月あたり同一の建物に居住する20人以上の利用者にサービスを提供した場合
緊急時訪問看護加算II	574単位/ 1月	事業所が利用者の同意を捨て、24時間連絡体制と、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合
特別管理加算(I)	500単位/ 1月	特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合
特別管理加算(II)	250単位/ 1月	
ターミナルケア加算	2500単位/ 1月	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合
初回加算I 退院日訪問	350単位/ 1月	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して退院した日に訪問看護を提供した場合に加算。
初回加算II	300単位/ 1月	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して退院した翌日以降に訪問看護を提供した場合に加算
退院時共同指導加算	600単位/ 1月	病院等に入院入所している利用者が、退院退所するにあたり、療養上必要な退院時共同指導を行った場合
看護・介護職員連携強化加算	250単位/ 1月	訪問介護員等に対し、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時の対応について助言を行い、訪問介護員等と同行し業務の実施状況を確認した場合、又は安全なサービス提供体制確保のための会議に出席した場合
看護体制強化加算(I)	600単位/ 1月	①前6か月間利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算の割合が50%を超えること②前6か月間利用者総数のうち、特別管理加算の割合が30%を超えること③前12か月間において、ターミナルケア加算の人数が5名以上であること。①②③のすべての条件を満たす場合
看護体制強化加算(II)	600単位/ 1月	①前6か月間利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算の割合が50%を超えること②前6か月間利用者総数のうち、特別管

		理加算の割合が30%を超えること③前12か月間において、ターミナルケア加算の人数が1名以上であること。①または②の条件を満たし、③の条件を満たす場合
--	--	--

- ①介護保険に係る利用者負担金（費用全体の1～3割）
- ②医療保険に係る利用者負担金（費用全体の1～3割）
- ③運用基準（厚生労働省令）で定められた「その他の費用」（全額、事故負担）

(3) その他の費用

- ①交通費・・・介護保険による介護サービスの場合は不要です。
※通常実施地域以外の地域の場合は、実費を徴収いたします。自動車を使用した場合は、事業所から片道10キロメートル未満（300円）、10キロメートル以上（600円）を徴収いたします。
- ②衛生材料費・・・患者様の介護サービスに使用する衛生材料は、ご利用者様でご用意ください。
※当ステーションで準備する場合、実費負担となります。
- ③交通費、衛生材料費などの利用者負担は（1）の①もしくは②とともに、翌月の15日すぎに請求書をお送りしますので、口座振替もしくは振り込みでお支払いください。
- ④上記の利用者負担金は、「月1回のサービス提供分で「法定代理受理（現物給付）」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割）を請求することになります。
介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、1か月につき料金表の利用料金金額をお支払いください。
利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。
- ⑤その他の費用・・・サービスの実施に必要な自宅での水道・電気・ガス・電話などの費用は、利用者負担となります。
- ⑥保険適用外部分について変更する場合は、1か月以上前に文書で連絡いたします。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（1）（2）（3）の料金・費用は1か月ごとに計算し次のいずれかの方法によりお支払いいただきます。

- ① 口座振替
お客様の指定される金融機関から毎月27日に振替
- ② 【銀行振込】 *振込料はお客様にてご負担願います。
但陽信用金庫 加西支店 普通預金 5108825 有限会社ウェルビー

V キャンセル料

ご利用者の都合により、サービスを中止する場合は次のキャンセル料が発生します。

① 利用日の2日前までに連絡があった場合	キャンセル料はかかりません
② 利用日の前日に連絡があった場合	キャンセル料はかかりません
③ 利用日の前日までに連絡がなかった場合	2200円をご負担いただきます

VI緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の変化、病状の急変等が生じた場合は、ご家族、主治医、救急医療機関居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	医療機関		主治医名	
	連絡先			
緊急連絡先	氏名		続柄	
	連絡先①			
	連絡先②			

VII事故発生時の対応

ご利用者に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合の補償として下記保険に加入しております。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保障の概要	賠償責任身体 1 億円

VIII苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は下記窓口へ申し立てることができます。

事業者の窓口	担当責任者	高田 としみ
	所在地	兵庫県加西市鎮岩町 482 番地 1
	電話番号	0790-21-9073
	F A X 番号	0790-46-1735
	メールアドレス	kango@nanohana-wellbee.co.jp
	受付時間	午前 10 時～午後 5 時
加西市の相談窓口	所在地	兵庫県加西市北条町横尾 1000
	電話番号	0790-42-1110
	受付時間	午前 9 時～午後 5 時
兵庫県国民健康保険団体 連合会苦情相談窓口	所在地	兵庫県神戸市中央区三宮町 1-9-1-1801
	電話番号	078-332-5617
	受付時間	月～金 8 時 45 分～17 時 15 分

IX秘密の保持と個人情報の保護について

<p>利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>②事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>個人情報の保護について</p>	<p>①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>②事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

【説明確認欄】

サービス契約締結にあたり、重要事項について文書で説明をしました。

事業者名： 有限会社ウェルビー
 (事業所名： なの花訪問看護ステーション)
 説明者 _____ 印

サービス契約締結にあたり、重要事項について文書で説明を受けました。

利用者 氏名 _____ 印

家族または後見人・代理人(続柄 _____)
 氏名 _____ 印

説明日時 年 月 日 時 分 ~ 時 分

説明場所 契約者自宅・当事業所・その他 (_____)